

薬第1868号
平成26年3月3日

地域福祉課長
医療政策課長
高齢者福祉課長
青少年家庭課長
障がい福祉課長
総務課長
(学事グループ)
高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長
(健康づくり推進室)
社会教育課長

様

薬事衛生課長
(食品衛生グループ)

ノロウイルスによる食中毒の発生予防について（通知）

このことについて、平成26年2月6日付け薬第1734号にて通知したところで

す。
今般、本年2月4日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会において、自治体からの詳細な発生要因等の報告、今シーズンの発生状況等を踏まえ、改めてノロウイルス食中毒の発生防止対策について検討した旨、別添のとおり厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長から通知がありました。

つきましては、貴管下関係施設等に対し、ノロウイルスによる食中毒の発生防止について引き続き周知いただくとともに、下記の内容について更なる徹底が図られるよう、よろしくをお願いします。

なお、別添写しのとおり県内市町村長あて通知していることを申し添えます。

記

1. 食品取扱施設等は、調理従事者に不顕性感染者がいることを前提として、施設におけるノロウイルス食中毒防止対策について以下の点を中心に改めて確認すること。特に加熱せずに喫食する食品の、食品に直接触れる工程（十分な加熱工程がある場合には、加熱工程以降に直接触れる工程）について、再点検を行い、適切な衛生管理が実施されていることを確認すること。

①適切な（方法、タイミング）手洗い

- ②手袋の適切な交換
- ③塩素系消毒剤等を用いた消毒
- ④普段からノロウイルスに感染しないように調理従事者の健康管理
- ⑤作業着等の衛生的な管理

2. 食品取扱施設等の調理従事者等は、原則として当該施設で調理された食品を喫食しないこと。

3. (参考) 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会の各種資料
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000036663.html> (厚生労働省 HP)

お問合せ先
薬事衛生課食品衛生グループ
TEL 0852-22-5264
FAX 0852-22-6041